

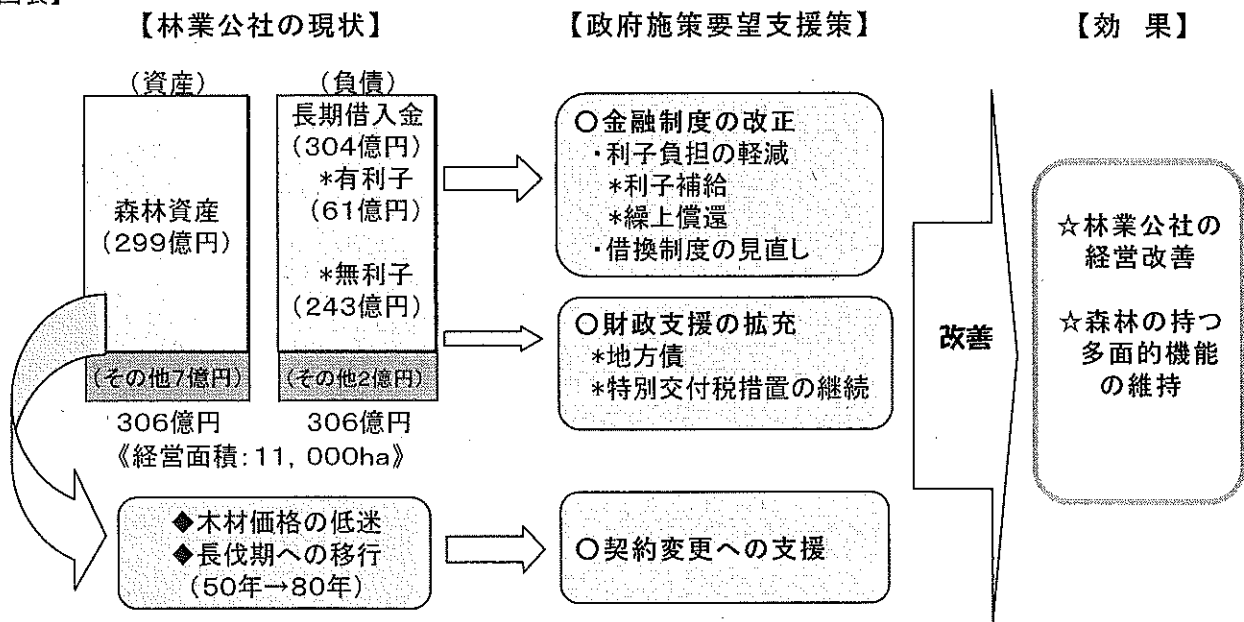
# 55 林業公社に対する支援制度の拡充について

【農林水産省、林野庁、総務省、日本政策金融公庫】

## 【提案・要望の具体的内容】

1. 株式会社日本政策金融公庫の融資制度の改正等
  - (1) 利用間伐推進資金のうち償還円滑化資金に対する国による利子補給制度の創設
  - (2) 高金利の貸付金に対する任意繰上償還制度の創設
2. 契約の長期化などに対応した制度の整備
  - (1) 分収契約の変更を一定以上の権利者の同意により可能とする制度の創設
  - (2) 森林整備法人が行う登記に係る登録免許税の免除
3. 森林整備法人の経営安定化等を図る地方公共団体への財政支援の拡充
  - (1) 地方債の拡充
  - (2) 特別交付税措置の継続

【図表】



### 【1 株式会社日本政策金融公庫について】

#### ○利用間伐推進資金のうち償還円滑化資金とは

償還円滑化のための資金は、各年度ごとの償還元金の90%を借換できる資金ですが、「利用間伐に必要な資金」と併せて借りることを条件とした有利子資金であり、借り換えて償還期限を延長しても林業公社の金利負担は増加することになるため、借り換え後の金利負担が軽減されることを望みます。

#### ○国による利子補給制度の創設とは

償還期間の長期化により林業公社の資金繰りが圧迫される中、公社の利息負担を軽減するため、償還円滑化資金に対し国が利子補給を行う制度の創設を望みます。

#### ○高金利の貸付金に対する任意繰上償還制度の創設とは

日本政策金融公庫からの高金利（最高利率6.5%）の借り入れ残高がまだ多く残っている現状にあり、その金利負担が林業公社の経営に大きく影響しております。

高金利の貸付金に対する任意繰上償還制度の創設を望みます。

### 【2 契約の長期化について】

#### ○分収契約の変更を一定以上の権利者の同意により可能とする制度の創設とは

共有林の分収林契約においては、一部の土地所有者が未相続・消息不明等になっている場合もあり、変更契約や登記等の手続きが非常に困難となっている状況にあります。

複雑化する権利関係について適確に保全を進めるのはもちろん、円滑な事業推進を図るため、分収契約の変更を一定以上の権利者の同意により可能とする制度の創設が必要です。

#### ○登録免許税の免除とは

現在、林業公社では、長伐期に伴う契約変更、登記事項の変更等を行っており、独立行政法人等と同様に、登録免許税の手数料免除の措置を望みます。

### 【3 森林整備法人の経営安定化等について】

#### ○地方債の拡充とは

県が林業公社の経営安定化のために行う貸付金等について、多額の一般財源の確保が厳しいため、起債制度の対象とする必要があります。

#### ○特別交付税の措置とは

県が林業公社の経営安定化のために行う貸付金、補助金について、支払利子相当の1/2が特別交付税の措置がなされていますが、今後とも継続の必要があります。

【提案・要望の具体的内容】

持続可能な力強い農林業の実現と農山村地域の活性化のため、本県の地域特性に応じたきめ細やかな対応を行うこと。

- 1 農業者戸別所得補償制度については、長期的に安定した制度とするとともに、地域の情勢に応じた制度設計とすること。また、水田を有効に活用し地域の独自性を生かせるように、産地資金を増額すること
- 2 農地の利用集積にあたっては、担い手の確保・育成対策と耕作放棄地の再生利用を連動させた施策を講じること
- 3 農地集積協力金については、多様な農業を展開している本県においては、同制度の活用が水田地帯に限られ、畑地帯の野菜や果樹の園芸産地では極めて困難であることから、農業者戸別所得補償制度の加入、未加入にとらわれない制度運用とすること
- 4 所得向上を目指す農業者の経営規模拡大に必要な雇用労働力を安定的に確保するため、地域ごとに自立した、継続性のある労力支援体制の構築を推進すること
- 5 農畜産物の輸出拡大に向けて、諸外国の輸入検疫条件の緩和に向けた働きかけを強化すること、特に、条件が厳しい中国に対して本県特産の柑橘や牛肉など輸出可能品目の拡大を働きかけること
- 6 県域を越えて産地が存在する作目の、長期的国家戦略に基づく育種事業を創設すること。

【本県農林業の現状】

1. 立地条件

本県は多くの離島と半島から成り立っているため、海岸線が長く地形が複雑で、急傾斜地が多く、耕地条件には恵まれていない。大消費地から遠隔地にあり、地理的・地形的な条件には恵まれていないが、温暖多雨な気候であり、地域の特性を生かした多様な農林業が展開されている。

2. 農家数

平成22年の総農家数は3万8,745戸で、平成17年に比べて3,211戸(8.3%)減少。販売農家数は総農家数の64%を占め、そのうち主業農家は7,901戸で販売農家の32%に当たる。

3. 農業就業者

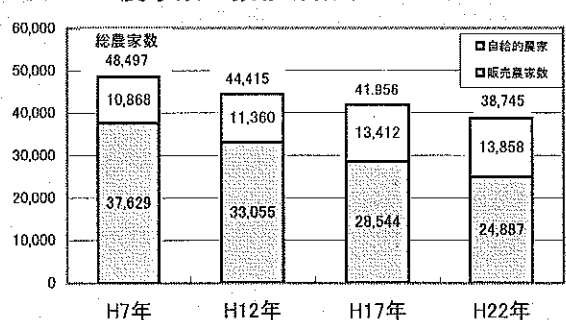
平成22年の農業就業人口は40,936人でこの20年間で半減している。65歳以上の高齢率は55.7%となっており、担い手の確保が大きな課題。22年度の新規就農者数は154人。

4. 農業生産

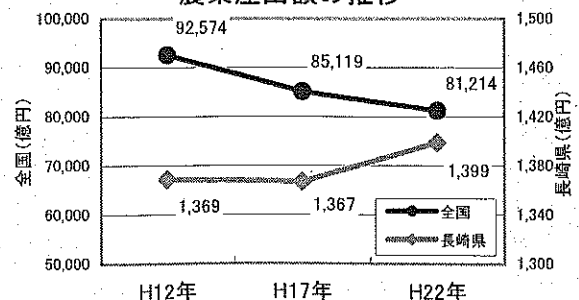
平成22年の農業産出額は1,399億円で、全国的に減少傾向にある中、本県は近年増加傾向で推移している。

(上位品目)	第1位	肉用牛	174億円
	第2位	ばれいしょ	124億円
	第3位	米	121億円
	第4位	豚	114億円
	第5位	みかん	87億円

農家数の推移(農林業センサス)



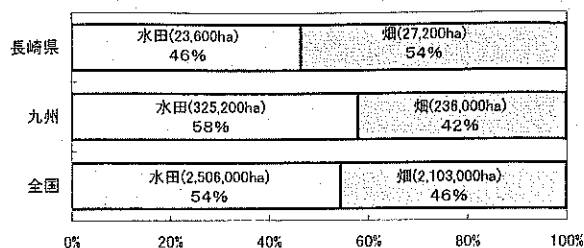
農業産出額の推移



## 5. 耕地面積

平成21年の耕地面積は5万700haで年々減少傾向にある。水田が46.5%、普通畑が39.2%、果樹・茶などの樹園地が13.8%であり、他県に比べ畑の比率が高い。また、急傾斜農地の割合が高く、地形的な制約が大きいこと等により、土地基盤整備が遅れており、一戸当たりの耕地面積も1.21haと小規模である。

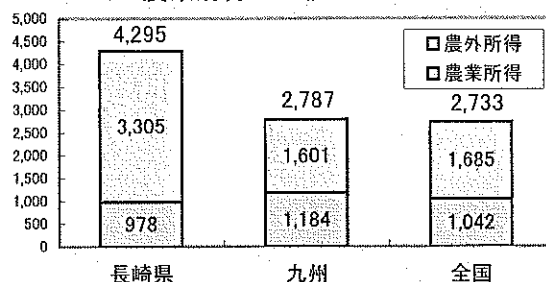
水田・畑別耕地面積(H21年 比率)



## 6. 農業経営

平成21年の農家所得は、1戸当たり4,295千円で、全国平均より高位にあるものの、農業所得は978千円で、全国平均の93.9%と低く、農業依存度は22.8%と全国平均(38.1%)より低い。

農業所得の比較(H21年)



## 7. 本県が目指す農林業・農山村の将来の姿

- 本県の農林業に従事する世帯員の総所得が、他産業に従事する世帯並かそれ以上の所得を安定的に確保し、職業として農林業に従事することを希望する人が増加している。
- 経営の発展や後継者の確保を目指し法人化を進める経営体が増加するとともに、血縁関係以外の後継者が農林業を継承する体制が構築されている。
- 県民や国民に対し食料を安定的に供給する農地、全ての県民に対し公益的機能による恩恵を与えてきた森林や農山村地域を、農林業に携わる者と県民が一体となって守っている。
- 農山村地域に農林業に関連する新たな雇用の場が創出され、集落を守る人材が確保されている。
- 農林業・農山村の重要性が国民・県民に十分認知され、本県農林業経営体の発展、農山村の活性化に向けて県民が積極的に参加している。

### 【この要望の背景・必要性】

本県は、離島・半島地域を多く抱え、平坦地に乏しく、水資源にも恵まれないという厳しい営農条件にあります。このため、土地利用型農業に加え、温暖な気候と新しい技術や品種を活かし、果樹や施設園芸・畜産などの付加価値が高く多様な作物の生産振興を図ってきました。

しかしながら、近年の経済低迷に加え、原油や飼料用穀物等の輸入価格の高止まりなどにより、農業所得は大幅に減少しており、加えて、高齢化や担い手不足等深刻な状況にあります。

このため、平成23年度から「ながさき農林業・農山村活性化計画」を策定し、主業農家に農地の集積を図り、規模拡大を進めるとともに、雇用型農業への転換や6次産業化による所得の向上を目指す重点的に支援し所得の向上を実現することとしています。更に、これら成功事例を情報発信し、新規就農者の確保・育成を図ることとしており、国におかれましては、本県が目指す強い経営力を持った経営体の育成に支援をお願いします。

### 【強い経営力を持った農林業経営体の育成について】

#### ○農林業を継承できる経営体の増大とは

本県では、地域の特性を生かした農林業や本県で培われた技術等を引き継ぎながら、新たな情勢変化に対応し、魅力にあふれ可能性を秘めた職業として、誇りを持って農林業を営む経営を増大させることとしています。

そのため、県民一人当たりの雇用者報酬と同等の400万円以上の農業所得を確保する経営体を、1,015経営体(平成22年度)から、2,100経営体(平成32年度)まで育成することとしています。

#### ○強い経営力を持った経営体の育成とは

認定農業者の経営改善計画の達成を支援するとともに、雇用型農業への転換に向けて、更に所得向上(農業所得600万円以上)を目指す主業農家を育成し、これらを牽引役として、経営力の底上げ、成功事例の情報発信による、新たな農業後継者の育成・確保を図るものです。

### 【農業者戸別所得補償制度について】

#### ○長期的に安定した制度とは

農業者戸別所得補償制度は、毎年度の予算措置により実施されていますが、農業者が安心して参加できるように、法に基づく制度とするなど将来への継続性を担保する必要があります。

#### ○地域の情勢に応じた制度設計とは

生産費の削減や販売額の増額は、気象条件や圃場条件等により、農家の努力では解消できない部分もあるため、補償額については、全国一律ではなく、条件により補償単価を上乗せする制度とすることを要望します。

#### ○産地資金の増額とは

産地資金は、国からの配分される資金枠の範囲内で、地域の実情に即して、麦・大豆等の生産性向上や地域振興作物生産の取組等支援する交付金となっています。土地利用型農業に加え、果樹や施設園芸・畜産などの多様な農業を展開する本県では、農業経営の安定と生産力の確保を図るために重要な制度であるため、増額を望みます。

### 【農地の利用集積について】

○本県では、担い手への農地集積目標を定め、耕作放棄地を含めた農地を地域の担い手に効率的に集積するための仕組みづくりに取り組んでいます。特に、耕作放棄地を含む農地を集積する場合には、国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用し整備・再生に取り組んでいるところであり、引き続き、国の制度の継続を要望します。

### 【農地集積協力の要件緩和について】

#### ○農地集積協力の要件緩和とは

市町村が作成した「人・農地プラン」で農地集積に協力する農地の所有者に交付されますが、

- ・戸別所得補償制度の加入者であること。
- ・遊休農地の所有者でないこと。
- ・農地利用集積円滑化団体または農地保有合理化法人に全ての自作地を白紙委任すること。
- ・トラクター、田植機、コンバインを各1台ずつ廃棄する必要があること。

など多くの要件があり、中山間離島半島を多く抱える本県では、対象となる農家が少ない状況にあります。

特に、野菜産地や果樹産地では、戸別所得補償制度への加入が少ないことから、農地の集積を円滑に進めるために柔軟な運用改善をお願いします。

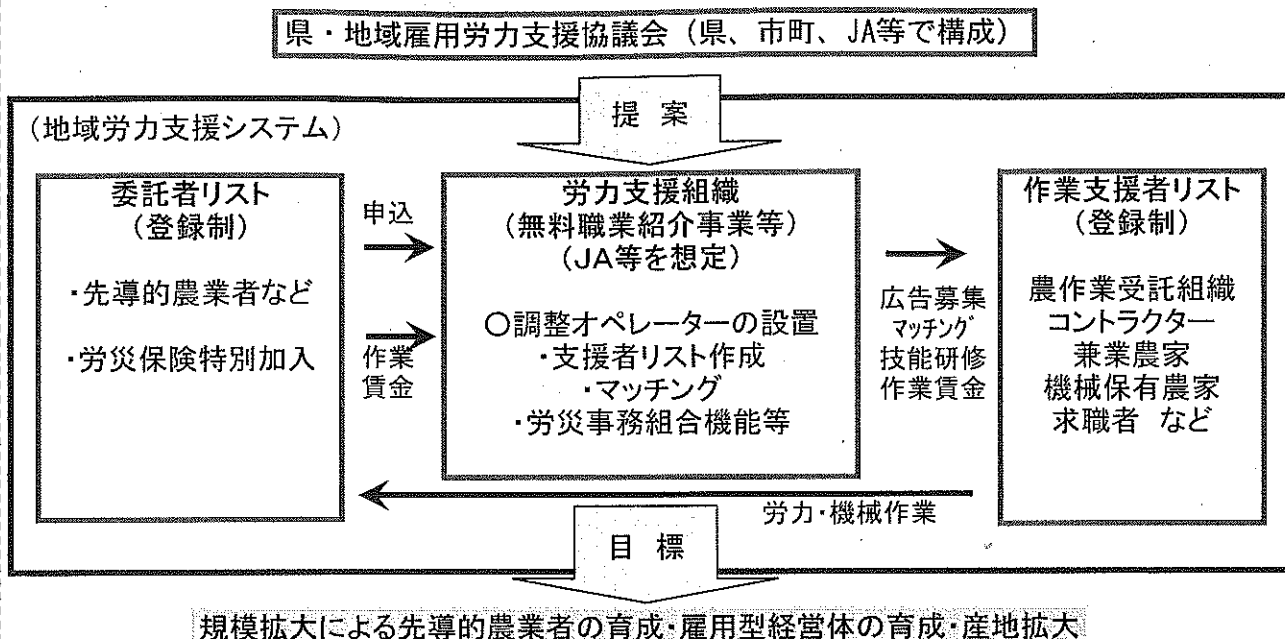
### 【地域労力支援システムの構築について】

#### ○自立した労力支援システムの構築とは

規模拡大に必要な地域労力を確保するため、地域全体の労力調整を図る仕組みづくりの構築が必要です。

このため、本県では、国の緊急雇用対策を活用し、就農希望者を農協等で雇用のうえ、労働力が不足している認定農業者等を支援する事業を実施してきましたが、基金の終了に伴い23年度において終了するため、24年度から農協が主体となり労働不足を補完する、地域で自立した労力支援システムの構築を支援する事業を県単独で実施することとしており、こうした取り組みに対する国の支援を要望します。

○労力支援システムの提案例



**【農産物の輸出拡大について】**

○諸外国の輸入検疫条件の緩和に向けた働きかけとは

農畜産物を諸外国に輸出するためには、相手国の検疫条件を満たす必要があります。輸入検疫は、国外から病害虫が侵入し、これらがまん延して農作物に被害を及ぼすことを防ぐために行われる輸入の禁止や輸入農作物等の検査、検査結果に基づく消毒・廃棄等の処理です。

アジア地域においては、香港やシンガポールへの輸出においては、植物検疫証明書無しで輸出することができますが、その他の国・地域においては、検疫条件が付されています。

日本政府から、諸外国・地域に対し、検疫条件の緩和による輸出解禁が行われるよう要望します。

○中国に対する輸出拡大の働きかけとは

特に中国においては、現在、リンゴ、ナシ以外の青果物の輸出が認められておらず、本県特産の柑橘や牛肉等について、政府間の検疫条件の緩和要請・協議に一層取り組み、輸出を可能とするよう働きかけを強化することを強く要望します。

**【全国的視点で行うべき育種事業の創設について】**

○現在、バレイショやピワなど県域を越えて産地が存在するものの、国が品種育成を行っていない作目は各県が分担して行っています。本来これらは国家戦略として国ないし独立行政法人が取り組むべき事業ですが、立地条件などから独法等での実施が著しく困難なものとして、都道府県に委託していたものです（「指定試験事業」）。

しかし、平成23年度より、（各県との協議もないままに）当事業は廃止され、人件費も含む品種育成の事業費は各県の負担となっています。

○品種の育成には長い年月が必要であり、これまでに優良な遺伝資源が各県に蓄積されてきました。しかし厳しい予算状況の中、各県単独での維持は困難を伴い、近い将来その散逸、消滅が懸念されます。

○代替措置として「実用技術開発事業」（競争的研究資金）での公募が用意されましたが、採択は不確定であり、採択された場合でも3年という短い事業期間に品種登録などの成果を出すことを求められています。このため、長い育種期間に要する費用の大部分は各県で負担することとなります。また県域を越えた便益のため、県費で負担することに対し、県民の理解が得られにくいと考えます。

○以上のことから、国家戦略としての品種育成に対して、国が応分の責任を果たす育種事業の創設を望みます。